

町有財産一般競争入札 申 込 要 領

受 付 期 間 令和7年8月 4日（月）から
令和7年8月12日（火）まで

開 札 日 令和7年8月27日（水）

扶 桑 町

総 務 部 財 政 管 財 課

電話 0587-92-4104（直通）

目 次

1. 売払物件	1
2. 入札参加者の資格	1
3. 入札参加の申込の方法	1
4. 入札保証金の納付及び還付	2
5. 入札及び開札の日時及び場所等	3
6. 入札の無効	3
7. 契約保証金の納付	3
8. 契約不履行	4
9. 契約の締結等	4
10. その他特に定める条件	4
(物 件 調 書)	
物件番号1	5
物件番号2	6
物件番号3	7
売買契約書(案)	9

(添 付 書 類)

町有財産一般競争入札参加申込書
委任状
誓約書
入札保証金還付口座振込依頼書
入札書
申出書
町有財産一般競争入札心得書
郵便による入札書の提出について

土 地 売 払 に 関 す る 説 明 事 項

1. 売払物件 （物件は、現状有姿での引渡しとなります。）

番号	所在地 (扶桑町大字)	公 簿		用途地域等	予定（最低） 価格（円）
		地目	地積(m ²)		
1	高雄字中郷72-1	宅地	220.23	市街化調整区域	7,311,636
2	高雄字中郷73-1	宅地	169.15	市街化調整区域	5,362,055
3	高雄字中郷65-1	雑種地	92	市街化調整区域	6,900,176
	高雄字中郷66-1	宅地	94.34	市街化調整区域	
	高雄字中郷69-1	宅地	32.02	市街化調整区域	

2. 入札参加者の資格

次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 売買等の契約を締結する能力を有しない者、契約の履行に関して不正の行為をした者等地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員、また、これらの暴力団及び暴力団員と密接な関係を有している者

3. 入札参加の申込の方法

(1) 必要書類

申込の際の必要書類は、次のとおりです。なお、証明書は発行後5ヶ月以内のものとしします。

- ① 町有財産一般競争入札参加申込書（11ページ）
- ② 印鑑証明書（個人の場合は市区町村、法人の場合は法務局発行のもの）

個人の場合

- ③ 住民票（市区町村発行のもの）
- ④ 身分証明書（市区町村発行のもの）
- ⑤ 登記されていないことの証明書（法務局発行のもの）

2名以上の方の連名（共有）で申込の場合は、連名（共有）者全員の方のものがが必要です。

法人の場合

- ⑥ 代表者事項証明書（法務局発行のもの）

(2) 申込の手続き

- ①受付期間 令和7年8月 4日(月) から
令和7年8月12日(火) まで
(土曜日・日曜日・祝日は除く)
- ②受付時間 午前8時30分から正午まで
及び午後1時から5時まで
- ③受付場所 扶桑町役場 総務部 財政管財課 (郵送による申込受付はいたしません。)

受付時に、町有財産一般競争入札参加申込書の写しをお渡ししますが入札時に必要となりますので大切に保管してください。

4. 入札保証金の納付及び還付

(1) 納 付

予定(最低)価格の100分の10以上の額を令和7年8月26日(火)までに財政管財課が発行する納付書により会計課窓口または指定金融機関等に現金または銀行振出小切手で納付してください。この入札保証金を返還する場合には、利息を付しません。

(2) 還 付

落札者以外の方には、指定の口座に後日還付し、落札者の方は、売買契約締結後に還付の手続きをしますが、本人の申し出により契約保証金に充当することができます(申出書は16ページ)。なお、落札者の方が契約を締結されない場合には、入札保証金は町に帰属することになります。

5. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入 札

令和7年8月27日（水）

番号	物 件	入 札 の 時 間
1	高雄字中郷72-1	受付 午前9時50分～10時00分 執行 午前10時00分
2	高雄字中郷73-1	
3	高雄字中郷65-1 高雄字中郷66-1 高雄字中郷69-1	

① 入札に参加される方及びその代理人の方は、必ず入札時刻までに入札会場にお越しください。（郵便による入札を除く。）入札時刻を過ぎますと、いかなる理由があっても入札会場には入場できませんのでご承知おきください。

②入札に必要な書類等

- ア 町有財産一般競争入札参加申込書の写し
- イ 委任状（代理人により入札をされる方のみ）（12ページ）
- ウ 誓約書（13ページ）
- エ 入札保証金還付口座振込依頼書（14ページ）
- オ 金融機関等の領収日付印が押印された入札保証金目的の納付通知兼領収書の写し
- カ 入札書（15ページ）

(2) 開 札

入札締切後直ちに開札します。

(3) 場 所

扶桑町役場 2階 第1会議室

(4) 郵便による入札

令和7年8月26日（火）まで【必着】。詳細は、郵便による入札書の提出について（22ページ）をご覧ください。

6. 入札の無効

町有財産一般競争入札心得書第8条に該当する入札は、無効とします。

郵便で入札書を提出した者が、入札日に入札執行場所において入札したときは、当該者の入札を無効としますのでご注意ください。

7. 契約保証金の納付

(1) 納 付

落札者は、契約金額の100分の10以上の額を会計課窓口で現金または銀行振出小切手で納付してください。

8. 契約不履行

落札者が契約を締結しないときは、第4項の入札保証金は、町に帰属することになります。

9. 契約の締結等

(1) 契約及び登記人の名義

契約及び所有権の移転登記は、入札申込の際に一般競争入札参加申込書に記載された申込者及び連名者の名義で行います。

(2) 契約の締結

売買契約書に貼付する収入印紙は、買受人の方の負担となります。

(3) 売買代金の納付

売買代金の納付方法は、契約締結と同時に第7項の契約保証金を納付し、残金を契約締結日から20日以内に納付してください。なお、残金が納期限までに納付をされなかった場合には、契約が解除され、契約保証金は、町に帰属することとなります。

(4) 所有権の移転及び物件の引渡し

売買代金全額が納付されたときに所有権が移転します。また、同時に現状有姿で引渡しがあったものとします。引渡し後、かくれた瑕疵について町は、担保責任を負いません。

(5) 所有権移転登記

① 売買代金全額納付後、速やかに町において所有権移転登記の嘱託手続きを行います。

② 所有権移転登記時に必要となる登録免許税及び住所の記載事項証明書は買受人の負担となります。また、買受人には、不動産取得税が課税されます。

10. その他特に定める条件

(1) 入札書についての注意点については、別添町有財産一般競争入札心得書のとおりです。

(2) その他扶桑町契約規則の定めるところによります。

物 件 調 書

物件番号 1

所 在 地		扶桑町大字高雄字中郷 7 2 - 1			
地 積		公簿	2 2 0 . 2 3 m ²		
地 目		公簿	宅地		
接面道路状況		西側	舗装町道 幅員 約 4 . 5 m		
法令に 基づく 制限	建 都 築 市 基 計 準 画 法 法	市街化調整区域			
		建ぺい率	6 0 %	容積率	2 0 0 %
		防火指定	指定なし（建築基準法第 2 2 条区域）		
	その他				
供給施設 （接面道路に ついての状況 ）		電 気	有	上水道	有
		下水道	無	都市ガス	有
交通機関		鉄道	名鉄犬山線 木津用水駅 約 6 0 0 m		バス 無
公共施設		役 場	約 1 , 9 0 0 m	高雄小学校	約 7 0 0 m
		扶桑北中学校	約 1 , 9 0 0 m		
備 考		1 . 本地は、市街化調整区域内にあり建築物の建築制限があります。 （詳細は、愛知県にお問い合わせください。） 2 . 距離表示は、直線距離です。 3 . 物件は、現状有姿での引渡しとなります。 4 . 本地は、市街化調整区域に関する都市計画が決定された後に 宅地になった土地です。			

物 件 調 書

物件番号 2

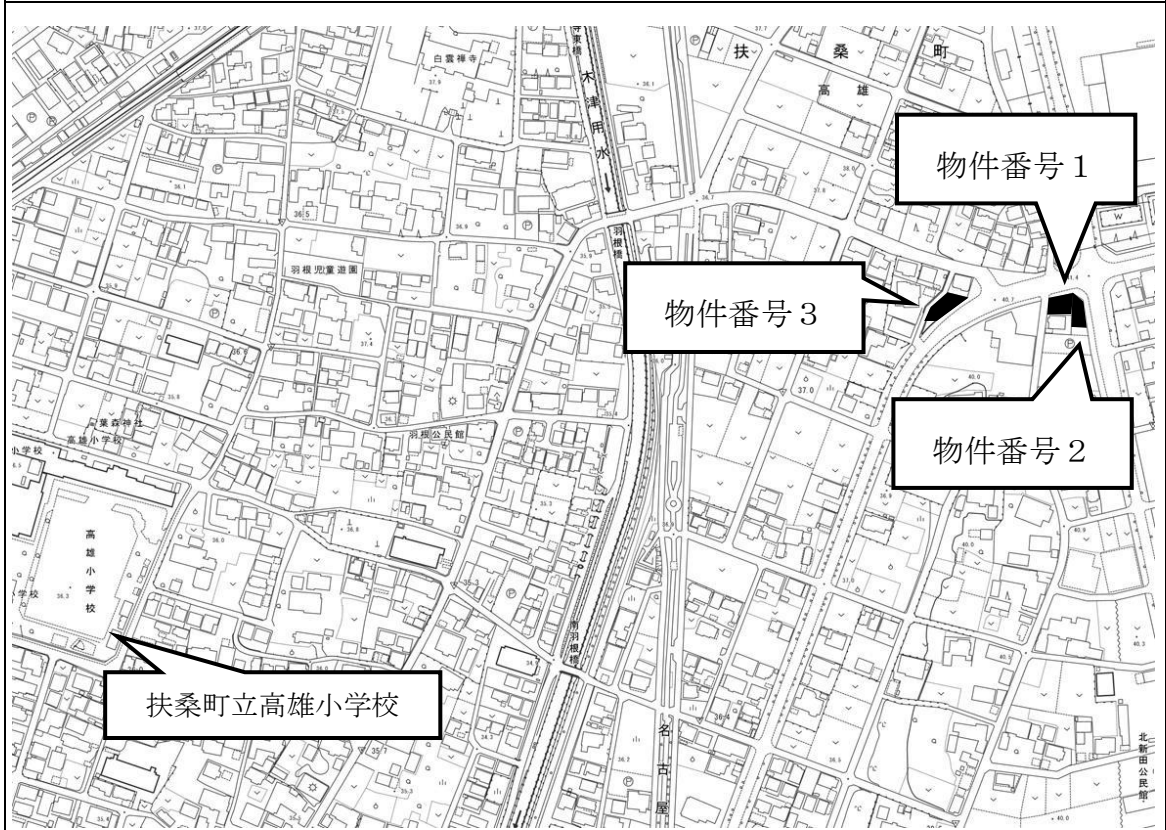
所 在 地		扶桑町大字高雄字中郷 7 3 - 1			
地 積		公簿	1 6 9 . 1 5 m ²		
地 目		公簿	宅地		
接面道路状況		東側	舗装町道 幅員 約 1 0 . 2 m		
法令に基づく制限	建築基準法	市街化調整区域			
		建ぺい率	6 0 %	容積率	2 0 0 %
		防火指定	指定なし（建築基準法第 2 2 条区域）		
	その他				
供給施設 （接面道路についての状況）	電 気	有		上水道	有
	下水道	無		都市ガス	有
交通機関	鉄道	名鉄犬山線 木津用水駅 約 6 0 0 m			バス 無
公共施設	役 場	約 1 , 9 0 0 m		高雄小学校	約 7 0 0 m
	扶桑北中学校	約 1 , 9 0 0 m			
備 考		1. 本地は、市街化調整区域内にあり建築物の建築制限があります。 （詳細は、愛知県にお問い合わせください。） 2. 距離表示は、直線距離です。 3. 物件は、現状有姿での引渡しとなります。 4. 本地は、市街化調整区域に関する都市計画が決定された後に宅地になった土地です。			

物 件 調 書

物件番号 3

所 在 地		扶桑町大字高雄字中郷 6 5 - 1 扶桑町大字高雄字中郷 6 6 - 1 扶桑町大字高雄字中郷 6 9 - 1			
地 積	公簿	中郷 6 5 - 1 9 2 m ²		公簿	中郷 6 6 - 1 9 4 . 3 4 m ²
	公簿	中郷 6 9 - 1 3 2 . 0 2 m ²			
地 目	公簿	中郷 6 5 - 1 雑種地		公簿	中郷 6 6 - 1 宅地（注 1）
	公簿	中郷 6 9 - 1 宅地（注 2）			
接面道路状況		東側	舗装町道 幅員 約 1 1 . 8 m		
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	市街化調整区域			
		建ぺい率	6 0 %	容積率	2 0 0 %
		防火指定	指定なし（建築基準法第 2 2 条区域）		
		西側の道路幅が 4 m 未満のため、セットバックが必要です。			
	その他				
供給施設 （接面道路に ついての状況 ）	電 気	有		上水道	有
	下水道	無		都市ガス	無
交通機関	鉄道	名鉄犬山線 木津用水駅 約 5 0 0 m			バス 無
公共施設	役 場	約 1 , 8 0 0 m		高雄小学校	約 6 0 0 m
	扶桑北中学校	約 1 , 9 0 0 m			
備 考		1 . 本地は、市街化調整区域内にあり建築物の建築制限があります。 （詳細は、愛知県にお問い合わせください。） 2 . 距離表示は、直線距離です。 3 . 物件は、現状有姿での引渡しとなります。 注 1 . 本地は、市街化調整区域に関する都市計画が決定された際す でに宅地であった土地です。 注 2 . 本地は、市街化調整区域に関する都市計画が決定された後に 宅地になった土地です。			

案 内 図



明 細 図



売 買 契 約 書 （案）

売払人 扶桑町（以下「甲」という。）と買受人 ○ ○ ○ ○（以下「乙」という。）とは、次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に表示する物件（以下「売買物件」という。）を次条に定める売買代金で乙に対し売払い、乙はこれを買受けるものとする。

所 在 地	地 目	地 積 (㎡)	備 考
扶桑町大字高雄字中郷〇〇－〇	〇〇	〇〇〇. 〇〇	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金〇〇〇, 〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付方法）

第5条 売買代金の納期限は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。

2 乙は、前項の納期限までに売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除いた金額を甲の発行する納付書により甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転時期）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求し、甲はその請求により遅滞なく所管法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に必要な登録免許税、その他一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件は、第6条の規定により所有権が乙に移転したときに、引渡しがあったものとする。

（危険負担）

第9条 乙は、本契約締結のときから前条の規定により乙に売買物件が引き渡されるまでの間において、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により消滅又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

（契約不適合責任）

第10条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、

品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができる。

(返還金等)

第12条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(原状回復義務)

第13条 乙は、甲が第11条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除の時価により減耗額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の乙から甲への所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、第12条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第16条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第17条 本契約に関し疑義があるとき又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
扶桑町長 鯖瀬 武 印

乙 住 所

氏 名 印

町有財産一般競争入札参加申込書

物件番号	受付番号

令和 年 月 日

扶桑町長 様

(申 込 者) 住 所 _____

氏名 (名称及び
代表者氏名) _____ 印

電 話 番 号 _____ - _____

(連 名 者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 番 号 _____ - _____

町有財産一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

記

物件番号	所 在 地	地 目	地 積
	扶桑町大字高雄字中郷		m ²

申込をされた場合は、受付印を押印し、受付番号を記入したこの申込書のコピーをお渡ししますので、入札会場へ来場の際は、このコピーを持参してください。

財 政 管 財 課 受 付 印

令和 年 月 日

委 任 状

私は、都合により を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

令和7年8月27日執行の町有財産一般競争入札にかかる入札及び見積もりに関する件

扶 桑 町 長 様

委 任 者 住 所 _____
氏 名 (名称及び
代表者氏名) _____ 印

(連 名 者) 住 所 _____
氏 名 _____ 印

受 任 者 住 所 _____
氏 名 (名称及び
代表者氏名) _____ 印

誓 約 書

下記事項について、誓約します。

記

1. 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していません。
2. 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。

令和 年 月 日

扶 桑 町 長 様

(申 込 者) 住 所 _____

氏名 (名称及び
代表者氏名) _____ 印

(連 名 者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代 理 人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

入札保証金還付口座振込依頼書

整理番号

令和7年8月27日執行の入札保証金（ 円）を下記の口座に振り込んでください。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏名（名称及び
代表者氏名） _____ 印

電話 番 号 — —

金 融 機 関 名	支 店 名	預金の種類	口 座 番 号
銀 行 金 庫 農 協		普 通 当 座	
			口座名義人(カカナ)

入 札 書

令和 年 月 日

扶桑町長 鯖 瀬 武 様

入札者 住 所

氏 名
〔 名称及び
代表者氏名 〕

印

連名者 住 所

氏 名

印

下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記物件の売払代金

1. 物件番号

- 備考
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. 訂正又は抹消した箇所には押印をすること。
(ただし、金額の訂正は入札無効となるので、新たに作成すること。)
 3. 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金を記入のこと。
 4. 入札書は、封筒に入れ、封緘し、入札件名、住所及び氏名を封筒に記載すること。

申 出 書

令和7年8月27日執行の入札保証金については、契約保証金に充当してください。

令和 年 月 日

扶 桑 町 長 様

(申 込 者) 住 所 _____

氏名 (名称及び
代表者氏名) _____ 印

(連 名 者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

町有財産一般競争入札心得書

第1条 町有財産一般競争入札参加希望者は、町有財産売払公告、町有財産一般競争入札心得書（以下「入札心得書」という。）及び町有財産売買契約書案並びに現場等を熟覧のうえ入札してください。

第2条 現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札が2物件以上の場合、入札は1人で2物件以上の入札に参加することができます。

第4条 代理人により入札をするときは、入札前に必ず委任状を提出してください。ただし、同一物件の入札において1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

第5条 入札参加者は、町が指定する期日までに入札保証金として、その予定（最低）価格の100分の10以上に相当する金額を納付しなければなりません。

2 入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては指定口座に後日還付し、落札者に対しては契約締結後に還付の手続きをしますが、本人の申し出により契約保証金に充当することができます。

3 入札保証金には、利息を付しません。

4 落札者が指定日までに契約を締結されない場合には、その落札は無効になり、入札保証金は町に帰属することとなります。

第6条 入札書には入札者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）を記入のうえ、押印するものとし、また金額の記入はアラビア数字を用い、最初の数字の前に「金」を記入してください。

入札書の記入例

入 札 書									
開札日(令和7年8月27日) の日付としてください。					← 令和〇〇年〇〇月〇〇日				
扶桑町長 鯖瀬 武 様					印鑑証明書の印鑑により押印				
入札者 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									
個人の場合		← 氏 名 〇 〇 〇 〇 印							
法人の場合		← 名称及び 代表者氏名 〇 〇 〇 〇株式会社 代表取締役〇 〇 〇 〇印 							
連名(共有)で 申込の場合		← 連名者 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏 名 〇 〇 〇 〇 印							
下記のとおり入札します。									
入札希望価格が12,345,678円の場合 ↑									
記									
拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	金	1	2	3	4	5	6	7	8
ただし、下記物件の売払代金									
物件番号 1の入札に参加する場合 ↑									
1. 物件番号 1									
備 考									
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2. 訂正又は抹消した箇所には押印をすること。 (ただし、金額の訂正は入札無効となるので、新たに作成すること。) 3. 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金を記入のこと。 4. 入札書は、封筒に入れ、封緘し、入札件名、住所及び氏名を封筒に記載すること。									

第7条 入札は1件ごとに入札書1通を所定の封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び氏名を封筒に表記し、町の担当者の指示に従い会場に設置された入札箱に差し出さなければなりません。

2 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

入札書封筒の記入例
(表)

扶桑町長 様

入札件名 物件番号 1

入 札 書 在 中

入札に参加する物件番号を記入

(裏)

住所
氏名又は名称商号・代表者氏名

印鑑証明書の印鑑により封印

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 町有財産一般競争入札参加申込書の写し（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者）のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札（郵便による入札を除く）
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 記名及び押印のない入札
- (10) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (11) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (12) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

第9条 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない町の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

第10条 落札者は、町の予定価格以上の最高の価格の申込みをした者とし、ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者

を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは代わって入札に関係ない町の職員がくじを引く者となります。

第11条 落札者は、契約締結の際、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額を納付し、残金は、契約締結の日から20日以内に納付していただきます。なお、この場合、期限までに残金を納付しないときは、契約は、無効となり、契約保証金は町に帰属することとなります。

第12条 前条の規定による契約保証金の納付は、第5条第2項に該当する担保の提供をもってこれに代えることができます。

第13条 所有権の移転登記は、売買代金を全額納付後、町において登記の嘱託手続きをおこないます。

2 所有権移転登記に要する費用は、落札者の負担とします。

第14条 入札者は、入札後入札心得書、町有財産売払告示及び売買契約書（案）並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第15条 入札心得書に定めのない事項については、すべて地方自治法、地方自治法施行令及び扶桑町予算決算会計規則並びに扶桑町契約規則の定めるところによって処理します。

○地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第 238 条の 3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

郵便による入札書の提出について

郵便入札者は、次の方法により入札書を書留郵便（一般書留又は簡易書留）により提出するものとする。

① 提出書類

- ア 町有財産一般競争入札参加申込書の写し
- イ 入札書（入札書提出用封筒に入れ封緘し、印鑑証明書の印鑑で封印したもの）
- ウ 誓約書（１３ページ）
- エ 入札保証金還付口座振込依頼書（１４ページ）
- オ 金融機関等の領収日付印が押印された入札保証金目的の納付通知兼領収書の写し
※入札保証金還付口座振込依頼書の裏面に貼付（糊付け）してください。

② 提出期限

令和７年８月２６日（火）まで【必着】

③ 入札案件ごとに、内封筒・外封筒の二重封筒としてください。

④ 内封筒にあっては、当該封筒の表面に「入札書在中」と表記のうえ、入札件名、入札者の住所及び氏名を封筒に表記し、入札書を封入してください。※代理人は認めません。

⑤ 外封筒にあっては、「入札書在中」と表記し、入札書を封入した内封筒を封入してください。

⑥ 入札書は、一般書留又は簡易書留による配達記録が残る方法を利用し、指定する日時までに財政管財課に到着するように郵送（郵便料金は入札者負担）してください。なお、提出期限必着とし、期限を過ぎて到着した場合は無効となるので、余裕を持って郵送してください。

⑦ 入札書の開札は、入札執行日の日時、場所において行います。郵便入札の場合、開札の立ち会いは不要です。郵便入札者に代わって、入札に関係ない町の職員を立ち会わせて開札します。

⑧ 郵便局が発行する「差出控え」は、開札が終わるまで大切に保管してください。

⑨ 送付先：〒４８０－０１０２

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道３３０

扶桑町役場 財政管財課宛

※注意事項

必ず、**一般書留**又は**簡易書留**により郵送してください。

これ以外の方法（通常郵便、メール便、持参等）により提出された入札書は無効となりますので、十分注意してください。

○郵便入札に係る封筒の記入例

入札書封筒の記入例

内封筒

(表)

扶桑町長 様

入札件名 物件番号 1

入 札 書 在 中

入札に参加する物件番号を記入

(裏)

住所
氏名又は名称商号・代表者氏名

印

印

印

印鑑証明書の印鑑により封印

外封筒

(表)

切手

〒480-0102
丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 3 3 0 番地

扶桑町役場 財政管財課 宛

入札書在中

(裏)

(差出人) 住所
氏名又は名称商号・代表者氏名